

利用料金 【介護保険】

(令和 6 年 6 月改定)

福井県は地域区分 7 級地であり、1 単位当たりの単価が 10・21 円で算定されます。

単位：円

訪問看護費		単位数（単位）	1 割負担金額	2 割負担金額	3 割負担金額
訪問看護	20 分未満	314/回	321	642	962
	30 分未満	471/回	481	962	1,443
	30 分以上 1 時間未満	823/回	841	1,681	2,521
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128/回	1,152	2,304	3,456
介護予防訪問看護	20 分未満	303/回	310	619	929
	30 分未満	451/回	461	921	1,382
	30 分以上 1 時間未満	794/回	811	1,622	2,433
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090/回	1,113	2,226	3,339

加算項目		単位数（単位）	1 割負担金額	2 割負担金額	3 割負担金額
① サービス提供体制強化加算 I		6/回	7	13	19
サービス提供体制強化加算 II		3/回	4	7	10
② 長時間訪問看護加算		300/回	307	613	919
③ 複数名訪問看護加算 I (看護師と訪問)	30 分未満	254/回	260	519	779
	30 分以上	402/回	411	821	1,232
複数名訪問看護加算 II (看護補助者と訪問)	30 分未満	201/回	206	411	616
	30 分以上	317/回	324	648	972
④ 退院時共同指導加算（初回）		600/回	613	1,226	1,838
⑤ 特別管理加算 I		500/月	511	1,021	1,532
特別管理加算 II		250/月	256	511	766
⑥ 初回加算 I（退院当日）		350/月	358	715	1,073
初回加算 II		300/月	307	613	919
⑦ 緊急時訪問看護加算 I		600/月	613	1,266	1,838
緊急時訪問看護加算 II		574/月	587	1,173	1,759
⑧ ターミナルケア加算		2,500/回	2,553	5,105	7,658
⑨ 夜間 訪問看護加算（18 時～22 時） 早朝 訪問看護加算（6 時～8 時）		所定単位数の 25%を加算			
深夜 訪問看護加算（22 時～6 時）		所定単位数の 50%を加算			
⑩ 中山間加算 ※福井市以外の方		所定単位数の 5%を加算			

① サービス提供体制強化加算

事業所において研修・会議・健康診断などの実施や看護師などの勤続年数が厚生労働省の定める基準に適合した場合

- I 看護師等の総数のうち勤続年数 7 年以上の者が 30/100 以上
- II 看護師等の総数のうち勤続年数 3 年以上の者が 30/100 以上

② 長時間訪問看護加算

特別な管理を要する利用者（⑤⑥）に対し 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合

③ 複数名訪問看護加算

利用者の身体的理由・暴力や迷惑行為・その他利用者の状況を判断し 1 人での看護を行うのが困難な場合

- I 複数の看護師等
- II 看護師等と看護補助者

④ 退院時共同指導加算

退院や退所にあたり主治医やその他の従業者と共同して在宅療養に必要な指導を行い、その内容を利用者に提供した場合 ただし、⑥を算定した場合は算定しない

⑤ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して計画的な管理を行った場合

- I
 - ・悪性腫瘍や気管切開患者指導管理を受けている状態
 - ・気管カニューレを使用している状態
 - ・留置カテーテルを使用している状態 など
- II
 - ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
 - ・3 日間/週以上の点滴を行う必要がある状態
 - ・人工肛門や人工膀胱を設置している状態
 - ・真皮を超える褥創の状態 など

⑥ 初回加算

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し指定訪問看護を行った場合
ただし、④を算定した場合は算定しない

- I 退院した日に初回の訪問看護を行った場合
- II 退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合

⑦ 緊急時訪問看護加算

利用者や家族からの電話などに常時対応できる体制がある場合

I 緊急時訪問における看護業務負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合

II I 以外

⑧ ターミナルケア加算

主治医との連携のもとに死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを提供した場合

(ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む) ただし、予防訪問看護は除く

⑨ 夜間・早朝 深夜加算

通常の営業時間外である夜間・早朝・深夜に訪問看護を行った場合

⑩ 中山間加算 (中山間地域に居住する者へのサービス提供加算)

特定の地域に住んでいる利用者に、本来の実施可能な範囲を超えてサービスを提供した場合

(特定の地域: 豪雪地帯および特別豪雪地帯、辺地、振興山村、特定農山村地域、過疎地域等)